



# 第1章 公営住宅

### ◆公営住宅の歩み

**26年間で109戸** 大間町の公営住宅建設は、昭和27年(1952)度の大間平団地第一種木造平屋建て10戸が最初でした。以来、年間平均所得の上昇による生活水準の向上、核家族化の進行などを起因とし、持ち家志向の拡大傾向が大間町にも徐々に浸透してきました。各種融資制度の充実と普及が、持ち家の建設を容易にさせたという側面もあります。

以降、昭和28年(1953)度の大間平団地第一種木造平屋建て10戸、同29年(1954)度の大間平団地第一種木造平屋建て10戸、同年度館ノ上団地第二種木造平屋建て5戸、同37年(1962)度の根田内団地第二種木造平屋建て5戸、同年度館ノ上団地第二種木造平屋建て5戸、同40年(1965)度の館ノ上団地第二種木造平屋建て4戸、同年度根田内団地第二種木造平屋建て10戸、同45年(1970)度の大間崎団地第二種木造平屋建て20戸、同49年(1974)度の大間平第二団地第二種簡易耐火2階建て10戸、同50年(1975)度の大間平第二団地第二種簡易耐火2階建て10戸、そして同53年(1978)度の大間崎団地第二種耐火2階建て10戸と、合計で109戸の建設を続けてきました。

平成期に建替着手 その後、昭和54年(1979)度以降、公営住宅の建設を中断していましたが、耐用年数を経過し老朽化した大間平団地30戸を除却し、平成7年(1995)度の大間平第二団地第二種中層耐火3階建て10戸、同8年(1996)度の大間平団地第一種中層耐火3階建て10戸、同9年(1997)度の大間平団地建設中層耐火3階建て10戸、同10年(1998)度の大間平建設中層耐火3階建て10戸と、合計で40戸を建設しました。



大間平第二団地



大間平団地

令和になり建替再開 さらに、他の団地の老朽化も進行したことにより、大間崎団地30戸を解体し、令和元年(2019)度の大間崎団地木造平屋建て6戸、同2年(2020)度の大間崎団地木造平屋建て6戸、同3年(2021)度の大間崎団地木造平屋建て6戸と、合計で18戸を建設しました。なお、令和4年(2022)10月現在の公営住宅の状況は図表6-1のとおりです。今後は、建設された公営住宅の維持管理と劣化の著しい住宅の建て替えをさらに進めていく必要があります。高齢者や障害者、低所得者に対する居住の安定や子育て世代の住環境確保に対応すべく、公営住宅の整備促進を図ります。

図表6-1 公営住宅の管理状況

| 団 地 名 | 地区  | 建設年度    | 構造 | 形式  | 戸 数 |
|-------|-----|---------|----|-----|-----|
| 館ノ上   | 奥 戸 | 昭和29~37 | 木造 | 平 屋 | 14  |
| 根 田 内 | 大 間 | 昭和37~40 | 木造 | 平 屋 | 15  |
| 大間平第二 | 大 間 | 昭和49~50 | 簡耐 | 2 階 | 20  |
| 大間平第二 | 大 間 | 平成7     | 中耐 | 3 階 | 10  |
| 大 間 平 | 大 間 | 平成8~10  | 中耐 | 3 階 | 30  |
| 大 間 崎 | 大 間 | 令和元~3   | 木造 | 平 屋 | 18  |
| 合 計   | _   | _       | _  | _   | 107 |

資料:生活整備課(令和4年10月現在)

## 2 住宅計画

公営住宅の計画 公営住宅については、大間町公営住宅全戸を対象とした、大間町公営住宅長寿命化計画を平成24年(2012)度に策定し、令和2年(2020)度に計画の見直しを行いました。その結果、昭和45年(1970)度・同53年度建設の大間崎団地30戸、同37年度・同40年度建設の根田内団地15戸、同29年度・同37年度・同40年度建設の館ノ上団地14戸、同49年度・同50年度建設の大間平第二団地20戸、平成18年(2006)度教員住宅から移管された2戸は、耐用年数を経過し老朽化により、建替または用途廃止が必要と判断されました。

事業計画 計画によれば、大間崎団地は令和元~5年(2019~23)度までの5年間で28戸建設30戸除却、根田内団地は令和6~8年(2024~26)度までの3年間で14戸建設15戸除却、館ノ上団地は令和9~11年(2027~29)度までの3年間で14戸建設16戸除却、大間平第二団地は用途廃止のため令和12年(2030)度に20戸除却と、合計で56戸建設81戸除却としています。その他の公営住宅は計画的な維持管理・改善を実施し施設の長寿命化に努めていきます。

### 第1章 公営住宅



団地建設中の様子



大間町町営住宅(ときわ)



大間町町営住宅(下手)



大間町町営住宅(高校)



大間町町営住宅(奥戸)

# 第2章 家屋・土地の利用

## 1 空き家対策

大間町では、平成25年(2013)3月に空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、町民の安全で安心なくらしの実現に寄与することを目的に条例制定されました。空き家が危険な状態にあると認められるときは、その所有者の所在や危険な状態の程度などを調査することができるようになり、安全管理や処分の促進を支援する取り組みを行っています。

令和元年(2019)9月には、空き家等(空き家・空き店舗・アパートの1室)の有効活用を通して、移住・定住を促進し、地域の活性化を図るため、「大間町空き家バンク」を創設しました。「売りたい・買いたい」と希望する所有者から物件の申請を受け、その情報を町ホームページで公開し、町と協定を締結している宅地建物取引業者が仲介をしています。

賃貸・売買を希望する空き家等につい ①物件登録申込 ④-1 利用申込 ①-1 物件登録申込 大 間 町 て、空き家バンクへの登録申し込み 町が協定を締結する宅地建物取引業者 ②物件調査 空 が物件を調査 Α В 物件調査の結果、空き家バンクへの登 パン ③結果通知 ③結果通知 録の可否を空き家等所有者へ通知 空 空 町のホームページ等で物件を確認し、 き 結果報告 ④利用申込 き ①-2物件調査依頼 協 物件の案内・利用について申し込み ②-2 物件調査 家 家 ④-2物件案内依頼 物件の案内や貸借・売買の仲介を行う (7)-2 仲介結果 等 ⑤事業者案内 事業者をお知らせ 等 利 ⑥物件案内 仲介業者が物件を案内 ②-1 物件調査 ⑥物件案内 用 宅 地 所 賃貸・売買の契約について、仲介業者 希 ⑦仲介·契約 が行う場合 ※結果を町へ報告 有 取 引 望 賃貸・売買の契約について、当事者間 者 者 が行う場合 ※町は仲介行為を行わな (仲介業者) ⑧交渉・契約 (7)-1 仲介・契約 (7)-1 仲介・契約 空き家等 「空き家」・「空き店舗」・「アパートの一室」 「空き家等所有者」及び「空き家等利用希望者」 当事者間 ⑧交渉・契約

図表6-2 「大間町空き家バンク」のしくみ(フロー図)

資料:生活整備課

## 2 土地の利用

大間町では、平成24年(2012) 3月に「第3次国土利用計画」を策定し、①町土の利用に

関する基本構想、②町土の利用目的に応じた区分ごとの規模 の目標及びその地域別の概要、③②に掲げる事項を達成する ために必要な措置の概要を掲げました。そして、次のような 基本理念を掲げています。

「町土の利用は、町土が現在及び将来における町民のため の限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活 動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先さ せ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経 済的及び文化的条件に配意するとともに、本州最北端という 知名度を有する地域性及び地域産業の活性化に資する、健康 で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ること を基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならな 1 2

地域の区分については、本町における自然的、社会的、経 済的及び文化的条件並びに土地利用の現況を勘案して、図表 6-3の4区分としています。

#### 図表6-3 地域の区分

| 地 域 名 大間地域    | 地域の貧大 | 節囲間 |
|---------------|-------|-----|
| 奥戸地域          | 奥     | 戸   |
| 材木地域          | 材     | 木   |
| 国有林地域         | 国 有   | 林   |
| 地域区分図 大間地 奥戸地 | 域     | N   |

資料:生活整備課

平成31年(2019)における地域別の概要は、次のとおりです。

#### (ア) 大間地域

この地域は、町の北部に位置し、町内でも最も大きな集落として形成され、役場、病院、警 察署等各種公共施設が集中している町の中心的な地域です。また、奥戸地域との境に原子力発 電所の建設が進められています。

今後は、発電所に関連する新たな産業の創出が期待され、都市的土地利用が一層進むでしょ う。また、核家族化に伴い世帯数の増加が見込まれ、ゆとりある居住生活のため、根田内地区 や町道大間奥戸線の北部一帯は宅地化されつつあり、秩序ある市街地形成を図っていく必要が あります。

下北半島国定公園の指定を受けている大間崎をはじめ、将来的には内山公園や大間牧場一帯 など、町内の観光資源として有効活用も考えられることから、これらの利用転換にあたっては、 周辺の土地利用との調整を図るとともに、環境等の保全に十分配慮するものとします。

#### (イ) 奥戸地域

町の中央部に位置するこの地域は、奥戸川河口付近に住宅地が集中し、奥戸川に隣接して田 畑が形成されています。また、大間地域との境に原子力発電所の建設が進行中です。

今後は、発電所に関連する新たな産業の創出が期待され、都市的土地利用が進むものと思わ れますが、優良農用地の確保とその整備、生活道路・農道等の整備を進めるなど、土地の有効 利用を図っていく必要があります。

#### (ウ) 材木地域

本町の南部に位置するこの地域では、材木川河口付近に住宅地があり、材木川から佐井村側一帯にかけての住宅地は急傾斜地崩壊地域に指定されているため、地すべり、崖崩れ等の土砂 災害への対応など地域の安全を確保しながら土地の有効利用を図っていきます。

#### (エ) 国有林地域

この地域は、本町の南部に位置し、地域全体が山地・森林です。原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育するため、その適正な維持・管理、木材生産等の経済的機能、町土保全、水資源かん養、保健休養等の公益機能を総合的に発揮しうる持続可能な森林経営への町内的要請に配慮しつつ、国有林野の活用等を含め、適正な利用を図っていきます。

令和3年(2021)3月策定の「第6次大間町総合計画」において、土地の利用構想について次のように記述しています。

「大間町の面積は、5,210haとなっており、総面積の約8割を山林・原野が占め、宅地や農地は町西側の海岸線に沿って集中しています。大間町全体がバランスのとれた均衡ある発展を実現できるように、それぞれの地域特性に配慮しつつ、広域連携を軸とした土地利用の促進を図る必要があります。また、適正な土地利用を推進するため、国土利用計画関係法令などの周知徹底を務めるとともに、これらの計画に基づいた適正な規制・誘導、無秩序な開発行為の未然防止に努めます。」

## 第3章 水道事業

### ◆水道事業の歩み

大間町の水道の歩みを振り返ると、昭和32年(1957)に大間簡易水道、昭和38年(1963) に奥戸簡易水道に始まり、翌39年には簡易水道の統合により、大間町上水道事業が創設されま した。この当時の計画給水人口は8,000人で、計画一日最大給水量は1,200㎡/日でした。

昭和56年(1981)には、奥戸川伏流水(集水井)の取水量が減少したため、代替として二級河川奥戸川表流水からの取水を求め、水利権(1,980㎡/日)を取得し、水源種別と浄水処理の変更に伴う経営変更認可申請(以下、「変更認可」)を行いました。これにより、取水施設や導水施設、浄水施設(大間浄水場)、配水施設の整備が行われ、いずれも緩速ろ過方式により奥戸川から取水した水は大間浄水場で浄水処理され大間地区へ、小川代川(水利権660㎡/日)から取水した水は奥戸浄水場で浄水処理され奥戸・材木地区の各家庭に配水されるようになりました。

平成2年(1990)には、原子力発電所の立地を中心とした地域振興、世帯の核家族化、水洗化等の生活水準向上に伴う水需要量の増加が見込まれたことから、水不足を補うために青森県の事業である小規模生活ダム(奥戸ダム)計画(最大取水量2,200㎡/日)に参画することとなったのです。ダム完成までの暫定水源(井戸)開発に向け、目標年度平成20年(2008)度、計画給水人口7,020人、計画一日最大給水量4,400㎡/日と、改めて変更認可を行い、平成3年(1991)度から第3次拡張事業がスタートしました。

平成3年(1991)には、電源開発株式会社と「大間町上水道事業実施に伴う原子力発電所用水の供給に関する協定書」を締結し、発電所建設に係る水道施設整備については、電源開発(株)と協力し実施することとしました。

また、同年、1号取水場(2,030 ㎡/日)、2号取水場(810 ㎡/日)を開発・運用し、大間地区の水道は奥戸川表流水から奥戸大川目地下水に変更されました。地下水は水質が良好で、滅菌処理(次亜塩素酸ナトリウム注入)のみで浄水が可能です。そのため、大間浄水場での浄水処理工程が不要となって大間浄水場を稼働停止とし、奥戸川表流水の水利権は、奥戸ダム完成に合わせた新奥戸浄水場が完成するまでの間は休止することになりました。

平成5年(1993)以降では、老朽管更新事業制度の導入により、石綿セメント管の布設替(小川代川導水管を含む)を平成20年(2008)度まで約33,015m実施しました。

平成9~10年(1997~98) には、水の安定供給・確保を目的に、奥戸二ツ石地区に大間配水場(2,300㎡)を新設し、併せて導水ポンプ場の改良、導水ポンプ場~大間配水場間の送水

管布設工事を実施しました。また、海抜68mに位置する大間配水場では自然流下で配水圧を維持できるため、大間地区の水圧不足が解消されました。

平成12年(2000)には、暫定水源である1~2号取水井の取水量の低下が顕著に確認されたことから、3号取水場(969㎡/日)を開発。また、奥戸川の水質検査結果に基づき、新奥戸浄水場の浄水方法について、急速ろ過方式から活性炭吸着とMF膜処理を組み合わせた方式に変更しました。

さらに、大間原子力発電所の建設については、平成11年(1999)8月に電源開発調整審議会により、需要量の見直し(給水人口・給水量の変更)が図られ、目標年度平成27年(2015)度、計画給水人口6,910人、計画一日最大給水量を5,030㎡と、事業計画を改めました。

平成14年(2002)には、大間加圧場を新設した ことにより、加圧ポンプ場2か所、送水ポンプ場1



奥戸浄水場

か所を廃止しました。大間平地内高台地区に位置する大間加圧場周辺には、教育、医療・福祉 施設などの重要施設が点在しているため常時安定供給が求められ、今後も管路の耐震化等の早 急な対策が課題となります。

平成15年(2003) 度以降は、老朽管更新事業、各水道施設の改修を行い、奥戸ダム完成までの準備を進めてきましたが、ダム計画は遅延し、平成23年(2011) 8月には国・県の公共事業見直し(中止理由:需要減少)により奥戸ダム計画の中止が決定されたことから、変更認可に基づく事業計画が白紙となりました。また、発電所建設計画においても、平成23年(2011)に発生した東日本大震災の影響により、さらなる建設計画の遅延が予想され、発電所建設に係る水需要の見通しも不透明な状況となっています。

平成27・28年(2015・16)度は、奥戸ダム計画の中止に伴う代替の水源確保を模索し、水源を地下水に求めた水源開発調査を行いました。

令和元年(2019)には、1号取水場取水井改修工事にあたり、代替予備水源として4号取水場(406  $m^3/H$ )を開発しました(図表6-4)。

### ② 水使用量の状況

1日に使用される水の量を平成初期の平成3年(1991)度の数字で見ると、大間町全体で 1年間の平均は1日当たり1,367㎡、町民1人当たり191ℓです。これらの水には、一般家庭だ けではなく飲食店や工場、学校、病院などの使用量も含まれています。

年間給水量が最も多かった平成22年(2012)の数字で見ると、町の年平均は1日当たり2,115

### 第3章 水道事業

平成22年(2010) に水使用量がピークとなったのは、大間原子力発電所の建設工事がピークを迎えた影響です。近年は人口減少が進み、平成3年(1991) 度の給水人口7,059人に対し、平成30年(2018) 度の給水人口は5,253人となっています。

今後も人口減少は続くとみられ、給水人口の減少及び原子力発電所建設工事休止に伴う使用量の減少で料金収入も減少していくものと思われるため、適切な料金収入を確保するために料金体系の見直しを行い、さらなる経費削減に努め経営改善を図る必要があります。

## 3 今後の計画について

これまで増加する水需要に対応し、安全で安定した水道水の供給を確保するため、施設の増強及び基幹施設の整備を進めてきました。今後、人口減少等による水需要の減少を踏まえた施設の更新、廃止施設の撤去事業、近年頻発する自然災害に対して強靭な水道施設整備・基盤強化が求められています。しかしながら、これらの整備事業の遂行には、莫大な事業費を要することから、老朽化した施設の更新等を早急に推進することは極めて困難な状況です。

よって、大間町水道事業は以下のような目標を定め、安全で安定した水を供給できるよう取り組んでいきます。

- ① 発電所建設関連の水需要を反映させた水道施設を更新(ダウンサイジング化含む)します。
- ② 水道施設の老朽化に対し、アセットマネジメントや経営戦略を活用し、より効率的・効果的に更新します。

#### 〈今後の主な事業〉

- ① 導水ポンプ場建屋築造・機械・電気・配管設備設置工事
- ② 大間配水場内造成・新配水池 (SUS500㎡) 築造工事
- ③ 大間配水場既設配水池 (PC2,300 m) 改修工事
- ④ 5号取水場築造工事
- ⑤ 水道施設台帳・管路台帳策定業務
- ⑥ 町内配水管布設替 (VP→GX) 工事

図表6-4 平成以降水道施設新設・増設・改修・調査業務の歩み

| 年度区分 | 施設区分 | 業務内容                          |
|------|------|-------------------------------|
| 平成 3 | 取水施設 | 1号取水場(2,030㎡/日)·2号取水場(810㎡/日) |
| 平成8  | 配水施設 | 奥戸加圧場新設                       |
| 平成10 | 配水施設 | 大間配水場 PCタンク (2,300㎡)          |
| 平成12 | 取水施設 | 3号取水場(969㎡/日)                 |
| 平成14 | 配水施設 | 大間加圧場新設                       |
| 平成23 | 導水施設 | 導水ポンプ場増設・改修(監視装置設置等)          |
| 平成26 | 配水施設 | 大間浄水場内減圧弁新設                   |
| 平成27 | 取水施設 | 取水井水源開発調査業務                   |
| 平成28 | 取水施設 | 取水井水源開発調査業務                   |
| 平成30 | 取水施設 | 2・3号取水場取水井改修(2重ケーシング)         |
|      |      | 4号取水場築造実施設計業務                 |
|      | 配水施設 | 配水池劣化調査業務                     |
| 令和元  | 取水施設 | 4号取水場取水井新設(406㎡/日)            |
|      |      | 1号取水場取水井改修(ポンプ取替・2重ケーシング)     |
|      | 取水施設 | 取水井水源開発調査業務                   |
| 令和2  | 配水施設 | 大間加圧場計装機器更新                   |
|      | 導水施設 | 取水井導水管布設替実施設計業務               |
|      |      | 取水井導水管布設改修                    |
|      |      | 奥戸川導水管布設替推進実施設計業務             |
|      | 取水施設 | 5号取水場築造実施設計業務                 |
| 令和3  | 導水施設 | 奥戸川導水管布設替推進新設                 |
|      |      | 導水ポンプ場築造実施設計業務                |
|      | 取水施設 | 2・3号取水場取水ポンプ取替改修              |

※各取水場の取水量は竣工時の揚水量です。

資料:生活整備課

#### 図表6-5 上水道給水状況の推移

| 区分   | 行政区域<br>人 口 | 給水戸数  | 給水人口  | 年 間<br>給 水 量 | 1日最大給水量 | 1日当た<br>り 平 均<br>給 水 量 |
|------|-------------|-------|-------|--------------|---------|------------------------|
| 年度   | 人           | 戸     | 人     | m            | m³      | m³                     |
| 平成 3 | 7,143       | 2,348 | 7,059 | 757,231      | 2,827   | 1,367                  |
| 平成 4 | 7,073       | 2,371 | 7,000 | 774,083      | 2,885   | 1,390                  |
| 平成 5 | 7,075       | 2,390 | 7,008 | 788,271      | 2,957   | 1,438                  |
| 平成 6 | 7,009       | 2,437 | 6,945 | 789,317      | 3,077   | 1,546                  |
| 平成 7 | 7,067       | 2,450 | 7,004 | 780,575      | 2,987   | 1,559                  |
| 平成 8 | 7,020       | 2,480 | 6,946 | 782,728      | 3,099   | 1,585                  |
| 平成 9 | 7,002       | 2,523 | 6,935 | 816,992      | 2,918   | 1,636                  |
| 平成10 | 7,013       | 2,550 | 6,956 | 851,431      | 2,985   | 1,622                  |
| 平成11 | 6,959       | 2,604 | 6,905 | 938,816      | 3,410   | 1,715                  |
| 平成12 | 6,948       | 2,629 | 6,892 | 865,034      | 2,936   | 1,668                  |

### 93章 水道事業

| 区分   | 行政区域<br>人 口 | 給水戸数  | 給水人口  | 年 間給水量    | 1日最大<br>給 水 量 | 1日当た<br>り 平 均<br>給 水 量 |
|------|-------------|-------|-------|-----------|---------------|------------------------|
| 年度   | 人           | 戸     | 人     | m³        | m             | м¹                     |
| 平成13 | 6,803       | 2,657 | 6,746 | 816,234   | 2,811         | 1,713                  |
| 平成14 | 6,695       | 2,685 | 6,642 | 810,366   | 2,783         | 1,738                  |
| 平成15 | 6,592       | 2,680 | 6,539 | 983,788   | 3,306         | 1,638                  |
| 平成16 | 6,471       | 2,664 | 6,421 | 926,845   | 3,112         | 1,637                  |
| 平成17 | 6,413       | 2,669 | 6,371 | 920,165   | 3,264         | 1,625                  |
| 平成18 | 6,386       | 2,679 | 6,368 | 945,832   | 3,363         | 1,660                  |
| 平成19 | 6,267       | 2,699 | 6,278 | 887,544   | 3,260         | 1,685                  |
| 平成20 | 6,219       | 2,701 | 6,205 | 817,632   | 2,840         | 1,656                  |
| 平成21 | 6,210       | 2,749 | 6,187 | 946,918   | 3,467         | 1,833                  |
| 平成22 | 6,281       | 2,758 | 6,293 | 1,070,672 | 3,730         | 2,115                  |
| 平成23 | 6,173       | 2,769 | 6,165 | 939,178   | 3,604         | 1,860                  |
| 平成24 | 6,051       | 2,765 | 6,012 | 870,327   | 3,061         | 1,705                  |
| 平成25 | 5,879       | 2,751 | 5,841 | 934,106   | 3,189         | 1,766                  |
| 平成26 | 5,744       | 2,756 | 5,722 | 849,536   | 2,913         | 1,673                  |
| 平成27 | 5,613       | 2,751 | 5,590 | 774,904   | 2,658         | 1,530                  |
| 平成28 | 5,486       | 2,743 | 5,460 | 773,257   | 2,604         | 1,507                  |
| 平成29 | 5,381       | 2,732 | 5,355 | 810,525   | 2,744         | 1,490                  |
| 平成30 | 5,279       | 2,708 | 5,253 | 766,012   | 2,640         | 1,453                  |

資料:生活整備課

# 第4章衛生事業

## ◆でみ処理体系の現況

**ごみ行政の歩み** かつて大間町では、収集したごみを昭和51年(1976) 4 月に完成した大間町塵芥焼却場の小型焼却炉を用いて焼却処理を行い、また不燃ごみについては最終処分場で埋め立て処分を行っていました。

平成3年(1991)時点で、大間町のごみの年間総排出量は4,639 t (このうち可燃ごみが2,973 t、不燃ごみが1,666 t)に及んでいます。町全体が収集区域で収集率は100%、ステーション方式で可燃ごみを週3回、不燃ごみを週1回収集していました。前述のように、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみは最終処分場で埋め立て処分し、粗大ごみについては直接埋め立て場に搬入させた後、可燃物は2tトラックで焼却場へ運び処理していました。

ごみ袋の有料化 従来は、黒い袋や買い物袋、段ボール箱などでごみを出すことも可能でしたが、平成14年 (2002) 12月から町が指定する有料のごみ袋以外は収集できなくなりました。可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみそれぞれについて、大小2種類の町指定ごみ袋が登場し、町が指定する大間町商工会加盟小売店で販売されました。指定ごみ袋は、10枚で大300円、小200円となり、現在も同じ価格となっています。



大間町塵芥焼却場の解体







有料ごみ袋(左から、もえないごみ用、もえるごみ用、資源ごみ用)

ごみ処理体系の現況 前述したよう に、大間町では小型焼却炉を用いて ごみの焼却処理を行っていました が、平成15年(2003)3月、さま ざまな環境汚染問題により焼却炉を 廃止し、下北地域広域行政事務組合 での処理に移行しました。

下北地域広域行政事務組合は、現 在、むつ市、大間町、東通村、風間 浦村、佐井村の5市町村により構成 され、同組合の一般廃棄物等処理施



アックス・グリーン

設である「アックス・グリーン」が平成14年(2002)使用開始となり一般廃棄物の共同処理 が行われるようになりました。収集した一般廃棄物は、約60kmの距離にあるアックス・グリー ンまで大間町が委託する町内の業者が責任をもって運搬しています。

ごみ処理の体制としては、可燃ごみについてはアックス・グリーンでのごみ処理施設でガス化・溶融するため、焼却灰は発生せず、副生成物として改修されるスラグ、メタル等を再利用しています。不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについては、アックス・グリーンのリサイクルプラザで中間処理を行い、不燃ごみは選別後に、粗大ごみは粉砕・選別後にそれぞれ資源物を回収する流れです。また、資源ごみについては、ストックヤードに分別・保管後、資源回収業者等へ引き渡しを行います。

また、リサイクルプラザでの中間処理後の養殖については、可燃ごみと同様の処理を行い、 焼却灰等の残渣の発生はなく、そのため、町営の最終処分場への処理残渣の搬入、埋め立て処 分は行われていません。

平成26年(2014)度の大間町のごみ排出量は2,278 t (うち可燃ごみが1,996 t 、不燃ごみが117 t 、その他165 t )であり、この数値は平成3年(1991)度の年間総排出量4,639 t から半減しています。さらにその後も減少を続け、令和3年(2021)度のごみ排出量は2,081 t (可燃ごみ)が1,745 t 、不燃ゴミが82 t 、その他254 t )となっています(図表6-6)。

#### 図表6-6 ごみ排出量の推移

(単位: t)

| 区分年度 | 平成26  | 平成27  | 平成28  | 平成29  | 平成30  | 令和元   | 令和2   | 令和3   |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 可燃ごみ | 1,996 | 1,996 | 1,888 | 1,836 | 1,805 | 1,802 | 1,758 | 1,745 |
| 不燃ごみ | 117   | 117   | 72    | 79    | 78    | 78    | 79    | 82    |
| 資源ごみ | 123   | 123   | 148   | 164   | 168   | 170   | 176   | 175   |
| 粗大ごみ | 40    | 40    | 37    | 43    | 50    | 52    | 63    | 77    |
| その他  | 2     | 2     | 2     | 2     | 4     | 2     | 2     | 2     |
| 合 計  | 2,278 | 2,278 | 2,147 | 2,124 | 2,105 | 2,104 | 2,078 | 2,081 |

資料:環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」より

最終処分場 大間町には、2つの最終処分場(内山処分場・大間町一般廃棄物最終処分場)があり、このうち内山処分場については、平成8年(1996)に埋め立てを終了しています。また、平成15年(2003)4月からアックス・グリーンで焼却処理等を行うようになってからは、最終処分場への焼却残渣等の搬入はありません。

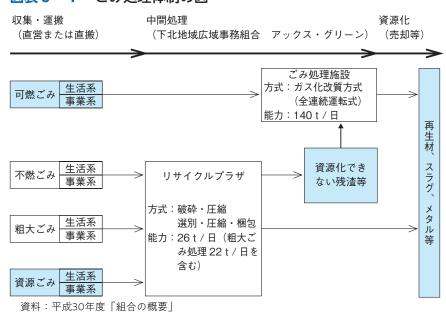


大間クリーンセンター

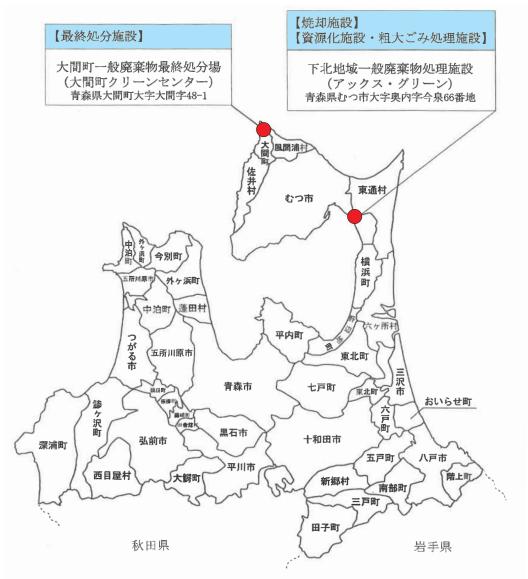
なお、大間町一般廃棄物最終処分場(大間町クリー

ンセンター)は、東日本震災後は災害廃棄物の仮置場として機能していました。また、事業所 から出るごみは、直接、大間町クリーンセンターに搬入することとなっています。

#### 図表6-7 ごみ処理体制の図



図表6-8 施設の位置図



資料:平成30年度「組合の概要」

#### 図表6-9 下北地域広域行政事務組合の処理施設の概要

|              | 名 称                | 下北地域一般廃棄物処理施設(アックス・グリーン)            |
|--------------|--------------------|-------------------------------------|
|              | 事業主体               | 下北地域広域行政事務組合                        |
|              | 所 在 地              | 青森県むつ市大字奥内字今泉66番地                   |
|              | <del>**</del> ##   | ガス化改質方式(全連続運転式)                     |
|              | 方式・規模              | 140 t /日、2炉                         |
| .k± +0+/-=0. | 敷地面積               | 23,375.35㎡                          |
| 焼却施設         |                    | 受入・供給設備、ガス化設備、改質設備、冷却設備、排ガス処理設備(酸   |
|              | → <b>==</b> =n. /# | 洗浄設備)、除去設備(アルカリ洗浄・脱硫・除湿設備)、余熱利用設備(ガ |
|              | 主要設備               | スエンジン発電機など)、通風設備、スラグ冷却設備、スラグ排出設備、給  |
|              |                    | 水設備、排水処理設備、電気・計装設備                  |
|              | 使用開始               | 平成14年                               |
|              | 設計・施工              | 三菱マテリアル株式会社                         |
|              | 名 称                | リサイクルプラザ                            |
| リサイクルプラザ     | 処理方式               | 破砕・圧縮(粗大ごみ処理)、選別・圧縮・梱包              |
| (資源化施設)      | 処理能力               | 26 t /日(粗大ごみ処理22 t /日を含む)           |
|              | 使用開始               | 平成14年                               |

資料:平成30年度「組合の概要」

# 第5章 下水道事業

## ◆下水道とし尿処理

下水道行政の歩み かつて大間町には下水道が全くなく、町内の排水路については用水堰・道路側溝などを利用していました。また、終末処理に関しても施設が皆無であったため、ほとんど河川や海に直接排水する状況でした。そのため、課題となり始めたのが河川や海域の汚染です。

下水道の役割の一つは、家庭や事業活動により排出される汚水を排除・処理することです。 このことにより、下水道は屋内居住環境を含め、生活環境の改善に貢献するものとなります。 特にトイレの水洗化は、居住空間を便利でかつ快適なものとすることから、その効率は極め て大きく、さらに下水道整備により、まちづくりに貢献することも可能です。

一方、公共用水域の水質保全については、環境基本法第16条第1項に水質汚濁に係る環境基準の設定定義、同条第4項に基準達成のための努力義務が規定されていました。これに対し、下水道法ではその目的の一つとして、「公共用水域の水質保全に資すること」を明確に規定しています。

大間町の下水道は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的として、平成10年(1998)度から管渠工事に着手し、平成12年(2000)度からは併行して処理場の建設に着手、平成16年(2004)4月1日に一部供用を開始しました。基幹事業においては、町の中心部である大間地区を重点的に整備し、沿岸部の汚濁が懸念されている下北半島国定公園大間崎周辺の管渠整備を行っています。

なお、基本計画の概要は次のとおりです。

計画目標年次: 令和9年(2027)

計画面積: 172.0ha

計画人口: 3,960人

計画汚水量: 1,723 m³/日(最大)

排除方式: 分流式

終末処理場: 大間町浄化センター

処理能力: 2,000 m / 日



大間町浄化センター

**浄化槽行政の新たな展開** 浄化槽は処理能力に優れ、良好な水環境の保全に寄与する恒久的な 生活排水処理施設です。微生物の浄化機能を活用し、同じ汚水処理施設である集合処理施設な どと同レベルの処理機能を持っています。そのため、近年の人口減少などの社会情勢や市町村 行政の緊縮といった事情も影響し、浄化槽による汚水処理施設の整備が進められてきました。

大間町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、平成29年(2017) 4 月から下水道処理区域外(大間町の一部、奥戸地区、材木地区)において、合併処理浄化槽を 設置する世帯に対し、補助金を交付し、整備を進めているところです(図表6-10)。

図表6-10 合併処理浄化槽を設置する世帯への補助額

| 人槽区分   | 限度額       |
|--------|-----------|
| 5人槽    | 35万2,000円 |
| 6~7人槽  | 44万1,000円 |
| 8~10人槽 | 58万8,000円 |

資料:生活整備課

# ■6 単 墓地と葬斎場

## ↑墓地と葬斎場

**臺地の適正管理と公園化** 大間町には、古くから数か所の墓地があり、昭和23年(1948)頃までは火葬より土葬が多く、年間50体前後の処理を行っていました。以降は、ほとんどが火葬に変わっていくこととなります。

#### ① 大間地区

かつては阿弥陀寺(大字大間字大間)に隣接していましたが、場所が狭小であり、新たに墓地を必要とする人々に対応できない状態となり、昭和30年(1955)7月に大字大間字山道、敷地面積1万8,000㎡の町有地である大間町墓園に移転しました。その後、平成4年(1992)12月、約6,500㎡を整備・拡張しました。大間地区には、ほかに大字大間字大間平に円融寺の墓地があります。



大間町墓園トイレ

#### ② 奥戸地区

信願寺、崇徳寺、長弘寺、法性寺分院の4か所に墓地があります。

#### ③ 材木地区

かつては大字奥戸字材木川目にありましたが、昭和54年(1979) 8 月に大字奥戸字八森へ 移転しています。

**火葬場と葬斎場の完成** 大間町での火葬は、長きにわたって、大間・奥戸・材木の3地区で行われてきましたが、昭和24年(1929)1月、最初の町営火葬場が完成すると、以降は1か所で行われてきました。そして、町営火葬場が老朽化したため、平成7年(1995)3月、新たに近代的設備を備えた町営大間町斎場(やすらぎ苑)が完成しました。

#### ① 大間地区

大間地区には、大字大間字寺道に野焼きの施設がありましたが、その後、大字大間字冷水、 そして字割石へと移転しています。火葬のたびに、薪を毎戸1本ずつ拠出する習わしがありま した。

#### ② 奥戸地区

大字奥戸字焼畑に野焼きの施設があり、大間地区と同様の習慣がありました。

③ 材木地区

大字奥戸字新釜(通称石切場)に野焼きの施設があり、大間地区や奥戸地区と同様の習慣がありました。

#### ③ 大間町斎場やすらぎ苑

前述のように町営火葬場(大字大間字山道)が建設されたのは昭和24年(1949)1月でしたが、老朽化のため平成6年(1994)8月に新斎場の建設が始まり、翌7年3月末に竣工しました。新しい斎場であるやすらぎ苑は、それまでの火葬場のイメージを刷新するもので、煤煙や悪臭、騒音などのない、周囲の環境と調和した建物を目指し、近代的施設であること、そして人生の終焉にふさわしい荘厳性を備えていることをコンセプトとしています。



町営大間町斎場「やすらぎ苑」

大字大間字内山に立地し、国道279号線バイパスから奥戸に向から町道大間・奥戸線のそばにあります。

敷地面積は4,546㎡、建物延床面積471.129㎡で、 鉄筋コンクリート造り平屋建て、炉を2基備えています。

近年の火葬件数は図表6-11のとおりです。

#### 図表6-11 火葬件数の推移

| 年度   | 件数  |
|------|-----|
| 平成24 | 147 |
| 平成25 | 113 |
| 平成26 | 128 |
| 平成27 | 127 |
| 平成28 | 119 |
| 平成29 | 119 |
| 平成30 | 115 |
| 令和元  | 116 |
| 令和 2 | 112 |
| 令和3  | 142 |

資料:住民福祉課

### 第7節コミュニティ

### ◆ まち・ひと・しごと将来構想

**まち・ひと・しごと創生とは** 日本全体の人口は、平成20年(2008)をピークに減少局面に入り、経済社会に対して大きな負担となることが懸念されています。また、地方と東京圏の経済格差の拡大が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招き、日本全体の人口減少に結びついている状況です。今後の予測として、日本全体の人口は2050年には9,700万人程度になり、2100年には5,000万人を割り込む水準になるとも推計されています。

この将来の日本を左右する課題に対し、政府が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かし自律的かつ持続的な社会を創生できるよう、平成26年(2014)9月、内閣府に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されました。

さらに、同年11月、まち・ひと・しごと創生法が施行され、同年12月、日本全体の人口の 現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、今後5か年の政府 の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」は、日本全体の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指し、今後、取り組むべき将来の方向を提示するものです。この長期ビジョンを踏まえた上で、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、平成27年(2015)度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策を記しています。

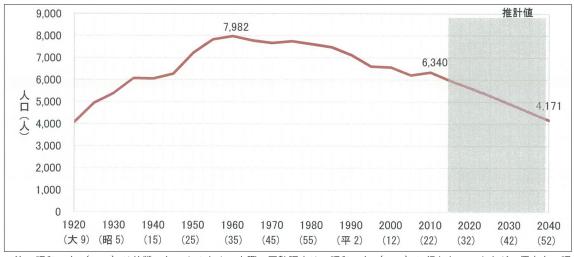
地方公共団体には、まち・ひと・しごと創生法の第9条、第10条で「国の総合戦略」を踏ま えて、地方版総合戦略を策定することが努力義務として規定されました。

大間町でも策定 大間町は、国の「まち・ひと・しごと総合戦略」を勘案し、さらに第5次大間町総合計画をベースとし、産業界・教育関係・金融機関・議会・労働団体・行政機関などで構成する「大間町まち・ひと・しごと創生会議」を開催し、平成28年(2016)3月、「大間町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」と「大間町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

**人口ビジョン** 大間町の人口は、昭和35年(1960)をピークに一貫して減少を続け、平成22 (2010)年時点で6,340人です。国立社会保障人口問題研究所によると、緩やかな減少が続き、2040年には34%減少して4,171人になると推計されています(図表6-12)。

年少人口、生産年齢人口ともに一貫して減少する一方、老年人口は増加が続き、平成12年 (2000) 以降は年少人口を上回り、2040年になると、総人口に占める老年人口の割合は42.7%、年少人口の割合は9%以下になると推計されています。

若年層が大幅な転出超過となっている一方、他世代の転入が少ないため、全体として転出超過の状況となっています。なお、大間町の合計特殊出生率は1.92%(令和2年)であり、県や全国の平均を大きく上回っていることは注目されるところです。



図表6-12 総人口の推計(国立社会保障人口問題研究所)

注:昭和20年 (1945) は終戦の年であるため、実際の国勢調査は、昭和22年 (1947) に行われていますが、便宜上、昭和20年としています。

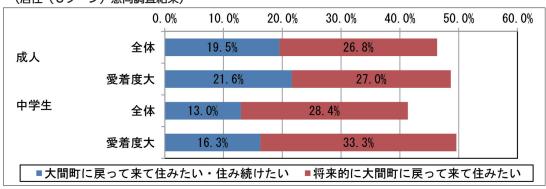
資料:「大間町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 改訂版」(令和2年3月)

中学生、成人式の参加者、お盆期間中の帰省者に対する、大間町への愛着度調査によると、愛着度の高い人が約8割を占め、愛着度の高い人は居住意識も高いことが分かりました(図表6-13)。こうした愛着度や自然の豊かさが満足度を高める一方、生活の利便性が満足度を下げる要因です。人口減少に対する不安を町内居住者の約8割が感じ、人口減少対策として雇用の場の確保・収入の安定化が求められ、特に基幹産業である第1次産業に関連した産業の活性化が必要だとしています。また、将来人口の分析として、前掲の国立社会保障人口問題研究所の推計をパターン1とするほかに、合計特殊出生率は人口置換水準(人口を長期的に一定に保てる水準の2.07)まで上昇したとするシミュレーション1、さらに人口置換水準2.07に加え転入・転出が同数となった場合のシミュレーション2を算出しています。2060年時点でパターン1は2,735人、シミュレーション1は3,022人、シミュレーション2は4,417人です(図表6-14)。

図表6-13 大間町への愛着度・町内への居住意向調査

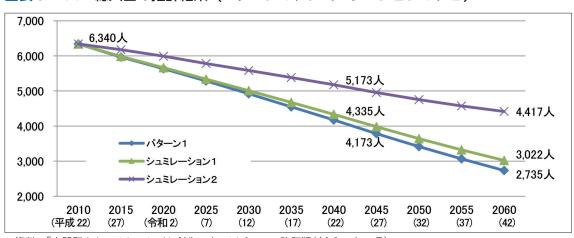
#### (愛着度調査結果) 0% 20% 40% 60% 80% 100% 58.0% 成人 4.3% 8% 5.8% 中学生 45.1% 1.2% 34.6% 16.0% 3.1% ■どちらかといえば好き■好きではない ■好き ■どちらかといえば好きではない ■その他

#### (居住(Uターン)意向調査結果)



資料:「大間町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 改訂版」(令和2年3月)

図表6-14 総人口の推計結果(パターン1、シミュレーション1、2)



資料:「大間町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 改訂版」(令和2年3月)

総合戦略 人口ビジョンを踏まえて策定された「大間町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本的な考え方として、「1 人口減少と地域経済縮小の克服」、「2 まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」、を挙げています。前者では、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に則した地域課題の解決の3つがカギということです。後者では、①地域経済の活性化、産業の高付加価値などによる「しごと創生」、②地方就労の促進や移住定住促進などによる「ひとの創生」、③安心できる暮らしの確保や都市のコンパク

ト化、広域連携などによる「まちの創生」の3点が核となります。そして、「まち・ひと・し ごと創生」の政策5原則は、①自立性、②将来性、③地域性、④直接性、⑤結果重視です。特にPDCAサイクルを構築し、大間町まち・ひと・しごと創生推進会議で進捗を管理し、必要に 応じて検証や改訂を行うことを特徴の一つとしました。

基本目標として、大きく次の4つが設定されました。

基本目標1 大間らしい第1次産業を守り、育て、強化し、新たな雇用を促進する。

- a. 第1次産業の6次産業への展開
- b. 第1次産業の活性化のための環境整備
- c. 企業誘致・創業支援・担い手支援

基本目標2 大間ならではの魅力を高め、人を集め、人を呼び戻す

- a. 大間の魅力を活かした観光振興
- b. 郷土への愛着の醸成
- c. 移住·定住支援

基本目標3 大間で結婚し、子どもを産み育てたい若い人を応援する

- a. 安心して産み育てられる支援体制の充実
- b. 働きながら育てられる保育サービスの充実
- c. 地域をあげた子育て支援体制の構築

基本目標4 高齢者をはじめ誰もが安全で、安心して住み続けられる大間をつくる

- a. 誰もがすこやかに暮らせるまちづくり
- b. 安全・安心に暮らせる体制づくり
- c. 広域連携によるまちづくりの推進

「大間町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」と「大間町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は令和元年(2019)度で終了することから、大間町は地方創生の切れ目のない取り組みを進めるため、「第2期大間町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「大間町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン改訂版」を策定しました。

## 2 広報紙

『町報大間』の発刊 大間町は、行政内容を町民に正確に速やかに伝えるため、昭和37年(1962) 6月1日、『町報大間』(B4判1ページ、がり版刷り)を創刊し、以降、月1回の発刊を継続 しました。

中島徹夫町長は、創刊号で「民主的な社会は、人々が自由に判断し、自由にその意思を発表

することのできる社会であり、民主政治は多数者の意思が尊重される政治であることは言うまでもありません。民主主義の原理である多数決を成り立たせる背後には世論があり、この世論に逆らって強行すれば、結局は世論に抵抗できなくなってしまうことは、今までのいくつかの例が明らかにこれを証明しております。そこで町政執行上世論の支持を得、世論を味方にするためには、『まず自らが町民の味方になる』ことが大事であることを、日頃から痛感していたところでありますが、それではこの正しい世論は、どうして生まれるかを考えてみますと、正確な事実の認識と正当に熟慮された判断の下に生まれてくるわけであります。このために町政の広報活動の必要性が浮かび上がってくるわけであります」と、広報紙の必要性を訴えていました。

**広報おおま** 昭和43年(1968)6月号から、『町報大間』は『広報おおま』へとタイトルを変更して発行を継続し、また、判型は平成4年(1992)4月号から、現在のようにA4判となりました。令和4年(2022)3月現在、646号を数えています。



『町報大間』創刊号



『広報おおま』(A4判に変更)

## 3 町内会組織

町内会とは、地域の課題を解決し、地域住民相互の親睦を図るために組織された、自主的・ 民主的な任意団体です。大間町では、平成26年(2014)時点で、次の18の町内会が活動して いました。

浜町町内会 第二町内会 カットシ町内会 割石地区町内会 日和町町内会







各町内会の活動の様子(令和元年度)

ときわ町内会 細間道町内会 上町町内会 美島町町内会 第一根田内町内会 第二根田内町内会 汐見町町内会 朝日町町内会 向町町内会 上仏町町内会 浜町第一町内会 浜町第二町内会 材木地区町内会

その後、朝日町町内会が活動を停止し、現在、17の町内会が継続しています。

### 4 台湾虎尾鎮との友好姉妹都市締結

友好姉妹都市締結 大間町と台湾虎尾鎮との関係は、同地出身の洪毓崑医師が、昭和48年 (1973) ~同56年 (1981) まで町立大間病院に勤務したことに遡ります。当時、慢性的な医師不足にあった大間病院で、患者に献身的に寄りそう洪医師の医療姿勢が高く評価されました。洪医師の勤務期間中、県日華親善協会と県国保連の斡旋もあって、大間町は姉妹都市の相手として虎尾鎮を選んだのです。

昭和54年(1979)3月、町議会定例会において友好姉妹都市関係締結の議案が可決しました。



虎尾鎮との姉妹都市締結式典(昭和54年)



虎尾鎮との姉妹都市友好交流会(昭和56年)

同年10月10日、大間町は、中華民国台湾省雲林縣虎尾鎮(町)と友好姉妹都市を締結し、虎 尾鎮農協会館ホールで調印式に臨みました。調印式には柳森傳次郎町長、蛯子 隆町議会議長 ら一行17人が訪れ、虎尾鎮側の熱烈歓迎を受けました。

**虎尾鎮との交流** その後、両者の交流は次のとおり継続しました。

○昭和56年(1981) 6月5日

虎尾鎮(町)の親善使節団(団長・陳俊恵鎮長)の一行9人が大間町を訪問。勤労青少年ホームで交流会、祝賀会が行われ、奥戸郷土芸能保存会による郷土芸能が披露されました。

○平成元年(1989) 6月20日

川内町(現むつ市)・佐井村との3町村合同で、国際交流事業の一環としてこの年から中学生を台湾省へ派遣し海外研修を実施するようになりました。

○平成2年(1990) 9月29日~10月3日

友好姉妹都市締結10周年を記念して、親善友好訪問団(議員・職員)は虎尾鎮を訪問。故洪 毓崑氏の墓参に加え、同氏の弟・毓鐘氏夫妻を夕食会に招き感謝状を贈呈しました。また、彰 安国民中學校を訪問し、合同中学生使節団の受け入れに感謝するとともに、授業風景を視察。 さらに台湾の原子力施設である原子能委員会核能研究所と金山原子力発電所を訪問しました。

○平成3年(1991) 9月24~25日

虎尾鎮から、毓鐘氏夫妻を含む親善友好使節団25人が来町。中学生使節団を派遣している川

内町と佐井村を訪問し、中学校で教師・生徒たちと 懇談しました。

○平成4年(1992)10月5~12日

大間町助役・議会議長ら親善友好使節団 9 人が、 台北市で行われた中華民国国慶節に参加。虎尾鎮公 所や高雄市陽明國民中學校などを表敬訪問しまし た。

#### ○平成4年 (1992) 11月2~4日

大間町町制施行50周年記念式典参加のため、虎尾 鎮長ら3人が大間町を訪問。大間中学校や川内町、 佐井村にも訪れました。

○平成17年(2005) 3月29日 虎尾鎮長を含む親善友好使節団18人が来町しま

○平成29年 (2017) 12月 7~10日

金澤満春町長や石戸秀雄議会議長ら15人からなる親善友好使節団が虎尾鎮を訪問し、虎尾鎮公所や



親善友好使節団 大間・川内・佐井の中学生訪台団 (平成4年)



虎尾鎮来町(平成30年)

した。

毛布工場などを見学。友好の印として、大漁旗を寄贈しました。長い間、途絶えていた交流が 復活する訪問となっています。

○平成30年(2018) 6月25~28日

虎尾鎮長ら15人からなる使節団が、大間町役場新庁舎建設祝いとして来町。大間町と大間町 議会に扁額が寄贈されました。一行は稲荷神社や大間崎を見学。今後とも行政、文化、観光、 教育などで交流を深めていくことで、本町と一致しました。

### ● 戸井町との姉妹町締結

姉妹町の締結 北海道亀田郡戸井町(現函館市)と姉妹町を締結したのは、昭和46年(1971)のことです。同年7月1日、大間町と戸井町との間のフェリーボート就航を記念して、前日の6月30日に戸井漁港に接岸した東日本フェリー株式会社第6大函丸船内で、姉妹町の調印式を挙行しました。

ともに津軽海峡に面している大間町と戸井町は、本州・北海道の最短距離 (17.5 km) という位置関係にあります。産業・経済面で類似する点を共有し、古くから交流が深かったのです。 姉妹町を締結するに当たって、両町が取り決めたのは次のようなことでした。

- ① 統合的漁場開発、漁法漁具の改良、資源の保護等を相互に研究し、沿岸漁業の安定向上を図る。
- ② 津軽の渦潮と海峡特有の濃霧には常に海難事故の危険があり、防止のために相互協力を図る。
- ③ 産業・経済・観光・教育の交流を図るため、関係機関・諸団体などと緊密な連携を保ち、 積極的な交流の推進を図る。
- ④ ①~③を達成するため、交互に相手町を訪れ、情報交換し誠実に履行するよう努める。 続く盛んな交流 以来、両町の間で開かれた交流大会は12回を数え、平成3年(1991)6月 30日、姉妹町締結20周年記念式典が大間町総合開発センターで挙行され、式辞、祝辞、感謝 状贈呈に続いて、記念講演「観光文化を軸とした地域振興」が行われました。

さらに、平成13年(2001)6月30日には、戸井町・大間町姉妹町締結30周年記念式典が、 戸井町文化センターで開催され、本町からは浅見恒吉町長、清水 潔議会議長はじめ職員・議 員ら58人が出席しました。

平成の大合併をめぐっては、平成16年(2004)12月1日に戸井町は函館市と合併し、函館市となったため、同年9月3日の第19回交流大会が最後となりました。しかし、大間町音楽祭やはまなす駅伝大会、戸井地区文化祭など、その後も本町と戸井地区の交流は続いています。







戸井地区文化祭

## 6 住民懇談会

移動役場一行政相談 昭和51年(1976) 11月2日、町は町民との懇話会を開きました。いわゆる「移動役場」の開設で、町からは目時正五郎町長、稲葉末作町議会議長をはじめ助役・収入役・教育長・各課長・室長・事務局長・職員が参加しています。

この冒頭で、目時町長は「より良い町づくりには、住民の参加が不可欠です。移動役場を開設し、住民と膝を交えて話し合い、生の声を直接聞き、これからの行政に反映していきたい」と、その趣旨を述べました。

これを皮切りに、移動役場は大間・奥戸・材木の各地区で定期的に開設され、重要な年中行事となったのです。この移動役場では、住民側から漁港、防災、道路、公民館、保育所、冠婚葬祭費、出稼ぎなど多岐にわたって要望事項が出され、その個々について行政側との間で活発に意見交換されました。

この年、当町の出稼ぎ世帯は推定で856世帯、1,161人で、2.2世帯に1世帯という高率でした。 それだけに町は出稼ぎ対策に万全を期すため、大間地区出稼者協会、奥戸地区季節労務者協議 会、材木地区出稼者協会の3団体との懇談を重ね、担当者が出稼ぎ先の企業を歴訪して、安全

確保や賃金問題について協力を要請することとなり ました。

町内会懇談会 町政や町内会活動の実情、役場への要望などを話し合う場として町内会懇談会があり、平成21年(2009)以降、開催が継続されています。平成30年(2018)7月には、大間町海峡保養センターにおいて役場と町内会による懇談会が開催され、37人が出席しました。住民福祉課による「ごみの分別・



町内会懇談会の様子

リサイクルについて」をテーマとする懇談会の後、質疑応答タイムとなり、ごみの分別に加え、 町内活動のこと、町への要望などについて話し合われました。

### ▼ 交流施設

大間町奥戸交流館 平成24年(2012)4月1日、奥戸公民館・農業研修センター・奥戸消防コミュニティセンターが移転・統合する形で、大間町奥戸交流館が大字奥戸字浜町通に開館しました。

木造平屋建てで、建築延床面積は862.44㎡。総事業費 2 億7,657万円のうち、 2 億6,820万円 が電源立地地域対策交付金です。

交流部分は、町民の教育・文化、産業振興、社会福祉の向上を図り、地域住民の健全な活動 に寄与することを目的とし、ホール、会議室3室、研修室2室、厨房などが設置されました。

開館式で、金澤満春町長は「奥戸地区の方々はもちろん、大間町の住民のみなさんに活用していただいて、施設とともに地域が発展することを祈念する」と挨拶しました。

大間町奥戸ゆうゆう館 平成28年(2016)1月3日、大間町奥戸ゆうゆう館の屋固めの儀が行われ、オープンしました。同館は、地域住民活動の促進と福祉の向上を図ることを目的とし、大字奥戸字向町に建設したもので、集会室が設置されています。

命名の由来は、金澤町長が述べている町づくり目標である「のびのび・生き生き、悠々(ゆうゆう)と暮らせる町」からとったもので、心身ともに健康で悠々自適(ゆうゆうじてき)な 人生を送ってほしいとの願いが込められました。



大間町奥戸交流館



大間町奥戸ゆうゆう館

**北通り総合文化センター「ウイング」** 北通り総合文化センター「ウイング」は、平成10年(1998) 3月27日、大字大間字内山にオープンしました。大間町、風間浦村、佐井村の3町村からなる北通りの人々を対象とし、文化、教育、健康、原子力に係る知識向上を目指す複合文化型施設

です。建物は地上4階でその構造は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造で、建築延床面積は6,212.731㎡。各種講演や催しに対応する多目的ホール、和室、室内温水プール、屋内運動場、ランニングコース、図書室、視聴覚室などを備えています。「ウイング」という名称は、下北郡の北通り3町村(大間町、風間浦村、佐井村)から一般公募により決定したもので、「翼を持つ鳥たちのように自由に集い、ここから飛躍しよう」との想いが込められました。

オープンから18年を経た平成28年(2016)4月1日に、ウイングはリニューアルオープンしました。リニューアルに合わせ、ねぶた師・竹浪比呂央さんが平成26年(2014)に作製した、大間町に伝わる海上守護の女神「天妃」信仰をテーマにした面が展示されています。この面は、青森ねぶた祭で最優秀製作者賞と知事賞を受賞(平成26年)したもので、同年8月から1年間、「ねぶたの家 ワ・ラッセ」(青森県の観光施設)に展示された作品です。



北通り総合文化センター「ウイング」



海上守護の女神「天妃」信仰をテーマにした面の展示

## 第8章 マイナンバー制度

## 1 マイナンバー制度

住基ネット 住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民に関する事務処理の基礎となるものです。平成11年(1999)に住民基本台帳法が改正され、住民の利便性向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築するものとして住基ネットが構築されました。地方公共団体共同のシステムとして、その後のマイナンバー制度につながる日本における国民識別番号制度の基盤となったものです。平成14年(2002)8月から住基ネットが稼働し、翌15年8月から住民基本台帳カード(住基カード)の発行が開始されました。

住民にとってのメリットとして、①住基カードは身分証明書として通用、②確定申告の電子申請、③年金受給者の現況届提出が不要、④住民票の写しの提出が不要、⑤転出転入手続の簡素化、などがあります。また、行政側にとっても、市町村間の転入通知のオンライン化、住民票の写しの添付省略などに伴う事務効率化など、業務の簡素化につながるメリットがありました。

発足時からさまざまな議論があり、国民総背番号制への批判や安全性に対する不安などから、 登録者数は伸びず、ネットワークへ参加を見送る自治体もあり、結局、普及率は5%程度のま まマイナンバー制度に引き継がれることとなったのです。

マイナンバー制度の発足 マイナンバー制度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国民の利便性を高め公平・公正な社会を実現する社会基盤となる制度であり、国民一人ひとりに12桁のマイナンバー(個人番号)が付けられました。また、法人には13桁の法人番号が指定されます。平成27年(2015)10月から、マイナンバーの通知が始まり、翌28年(2016)1月からマイナンバーの利用、希望者へのマイナンバーカード(個人番号カード)の交付が開始されました。

住基ネットは、自治体の事務における個人情報の効率化を目指したものでしたが、マイナンバーは行政機関間での情報連携を目指し、国の各行政機関の合意形成の下に制度が設計されてきました。住基ネットの主体はあくまで自治体でしたが、マイナンバーの主体は国です。

マイナンバー制度の施行に合わせ、住基カードがマイナンバーカードへ引き継がれることになり、住基カードは平成28年(2016)1月以降、新規発行を取りやめ、マイナンバーカードを取得する際には、すでに所有する住基カードは廃止・回収されることとなりました。

マイナンバーカードは表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、裏面にマイナンバー等 が記載された、ICチップが搭載されたプラスチック製のカードです。

マイナンバーカードは、マイナンバー記載の書類を提出する際や本人確認の場面などで、身 分証明書として利用できることから始まり、申請時に必要となる課税証明書などの資料添付が 不要になるなど利便性向上、給付金などの不正受給の防止に役立ち、行政側としては諸手続き が正確で早くでき効率化につながるといったメリットがあります。

**コロナ禍を機に** 普及率の伸び悩んだ住基カードに代わり発足したマイナンバーカードでした が、こちらもやはり伸び悩むこととなりました。スタートから3年後の平成31年(2019)4 月1日時点で、人口に対する交付枚数率は全国で13.0%、青森県は11.3%。これに対して、大 間町は8.1%と、全国平均を大きく下回りました。

政府は令和2年(2020)4月、「新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策」により、各 世帯へ特別定額給付金として1人一律10万円を給付することを決めました。そして、同年5月 1日から679市区町村で「マイナポータル」を通じた特別定額給付金のオンライン申請が開始 され、その後も一部の自治体で順次、オンライン申請が開始されていくこととなります。

令和3年(2021)4月1日現在、人口に対する交付枚数率は全国で28.3%、青森県は23.8% にまで伸びています。一方、大間町は人口5,237人中919人に交付し、交付枚数率は17.5%まで 伸びています。

## ■9 自然エネルギー

## 1 風力発電

**有望な風力発電** 地球温暖化をはじめとする地球環境問題が顕在化する中、環境負荷の少ない石油代替エネルギーである新エネルギーの導入促進が重要となってきています。その中でも、風力エネルギーは有力な再生可能エネルギーであり、二酸化炭素や硫黄酸化物といった大気汚染物質を排出しないクリーンエネルギーです。また、新エネルギーの中では経済的にも有望であることから、導入の促進が多方面から期待されてきました。

ガイドラインと条例 こうした中、大間町では、風力発電施設等の建設に当たって、環境保全や景観形成の観点から、事業者が自主的に遵守する事項や調整手順を明らかにするため、平成28年(2016)10月5日に、「大間町風力発電施設建設に関するガイドライン」を制定しました。

このガイドラインの対象となるのは、風力発電の施設と施設建設に伴う送電線などの付帯設備であり、その新設、増設、大規模改修です。大間町全域が対象となりますが、特に騒音問題、景観保全の観点から住宅地への建設を避けることとしています。

建設等に当たって、住宅等からの距離、騒音、低周波音、電波障害、自然環境、景観、光害、 文化財などに関しての基準を示しました。

住宅等からの距離については、20kw未満の小型風力発電施設は住宅から300m以上離し、それ以外については500m以上離すこととし、騒音については、最も近い住宅地において、基準値内(昼間55dB以下、夜間45dB以下)とすることとしました。

また、問題になりやすい景観については、①地域の自然、歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画、②配置、デザイン、色彩の周囲の景観との調和、③景観・風致を著しく阻害する場合、必要な措置を講じること、④風力発電施設とその周辺に広告物を掲げる場合は、景観・風致・公衆を害さない最小限のものとすること、などの指針を設けています。

さらに、事業説明から環境影響評価の実施、町への事業説明結果報告に至る調整手順を示しました。

その後、令和3年(2021)3月には「大間町小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例」が施行されました。この条例は、大間町における小型風力発電設備の設置及び運用に関し必要な基準を定めることにより、事故等の発生を防止し、再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、住民の安全と安心及び地域の安全の確保並びに生活環境の保全を行うことを目的としています。条例施行に伴い、前述のガイドラインを令和3年(2021)3月31日付けで改正し、出力50kw未満の風力発電施設をガイドラインの対象外としました。

**次々と誕生する風力発電** ガイドラインが制定された平成28年(2016)以降、大間町内では 数多くの風力発電施設が設置されました。

令和2年(2020) 8月31日現在、稼働中の小型風車が49基あり、計画・建設中のものが92基。 さらに稼働中の大型風車が10基あります。

その中には、電源開発株式会社の経営する大間風力発電所や町民が中心となって出資した一般社団法人市民風力発電おおまが運営する「市民風車おおま」などもあります。後者は、大間町の優れた「風」資源を風力発電事業と町おこしに役立てるため、平成16年(2004)に青森県八戸市のNPO法人グリーンシティが設立しました。



大型風車(6号機)



大間風車全景 (手前より2~9号)



大型風車2~9号(キャトルパーク)

### 第10章 下北ジオパーク

**ジオパークとは** 大地や地球を意味する「ジオ(Geo)」と公園の「パーク(Park)」を組み合わせた言葉で、ダイナミックな地球の活動がよくわかる地質や景観が大切に守られ、教育や持続可能な経済活動に活用されている地域のことを指します。

ジオパークは、平成16年(2004)に世界ジオパークネットワークが設立されスタートし、 平成27年(2015)にユネスコの正式事業となりました。平成20年(2008)に発足した日本ジ オパーク委員会は、世界ジオパークネットワークの国内の認定機関で、ユネスコ世界ジオパー クの基準に沿って日本におけるジオパークの審査、ユネスコへの推薦を行います。さらに、平 成21年(2009)には日本ジオパークネットワークが設立されました。

下北ジオパークとは 下北ジオパークは、平成28年(2016)9月9日、日本ジオパークネットワークに加盟認定され、ジオパークとしてさまざまな活動を展開しています。

下北ジオパークは、下北5市町村(むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村)をエリアとする本州最北端のジオパークで、東北日本を構成する多様な地質と海洋環境、そしてそれらに支えられている豊かな生態系と人々の営みにアプローチができることが特徴です。ロゴマークでは、下北を4色に分け「付加体」(紫)と「新第三紀海底火山」(茶)、「第四紀火山」(橙)、それらをつなぐ「堆積平野」(緑)を表し、そこに海を付け加え下北ジオパークの特徴を表現しています。

**これまでの歩み** 平成21年(2009)4月に、下北総合開発期成同盟会において調査・検討を開始したのが、下北ジオパーク構想の第一歩となりました。平成25年(2013)1月に下北半島ジオパーク構想推進協議会が設立され、翌26年に日本ジオパークネットワークに加盟申請したものの、この時点では見送りとなりました。それ以降、自治体や各種地域団体、住民が一丸となって多彩な活動をした結果、地域内でのジオパークに対する期待感が大きく向上したことが高く評価され、平成28年(2016)9月の認定に結びつきました。さらに令和3年(2021)

2月には、再認定が決定しています。

運営体制 下北ジオパークを活用した保全・研究、教育・防災、地域振興に係る事業の企画、立案、実施を担うのは、下北ジオパーク推進協議会です。同協議会には、むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村をはじめ

図表6-15 下北ジオパークのロゴマークとエリアマップ





資料:下北ジオパーク推進計画

とする51団体が加盟し、協議会参画団体の全構成員によって組織される総会と運営について具 体的な検討・計画を行う幹事会、協議会の具体的な運営、事業を推進する専門部会、そして事 務局が置かれています。

専門部会は、平成29年(2017)3月に示されたユネスコ世界ジオパーク再認定指針に対応 して、「保全・研究部会」、「教育・防災部会」、「地域振興部会」に再編されました。

**基本理念と活動内容** 下北ジオパークは、「みんな つながる!下北ジオパーク」のもと、誰もが楽しく 活動できることを基本理念としています。郷土愛の 醸成や地域のブランド力向上を目的に、サイトの保 全、そして教育や学習への活用を推進しているとこ ろです。「下北ジオパーク推進計画」(平成30年4月 策定・令和3年4月改定)、下北ジオパーク保全方 針(令和2年4月策定)、「下北ジオパーク保全管理 計画」(令和3年4月策定)などの諸計画に則って、 保全と活用を行ってきました。

下北ジオパークに対する住民の認知度をさらに高 めるため、平成29年(2017)には「下北ジオパー クサポーターの会」を設立し、保全活動などに取り 組んでいます。同年、「下北ジオパーク認定商品制度」 を創設し、下北ジオパークらしいストーリー性のあ る商品の開発に取り組んでいます。

オパークガイドの会が設立され、翌 年から有料のガイドを行っていま す。

教育への活用については、ジオ パークに関する学習用テキストを作 成し、取り組みやすい環境を整備し てきました。ジオパークを活用した



平成31年(2019) 4月には下北ジ 図表6-16 下北ジオパーク保全管理計画の期間

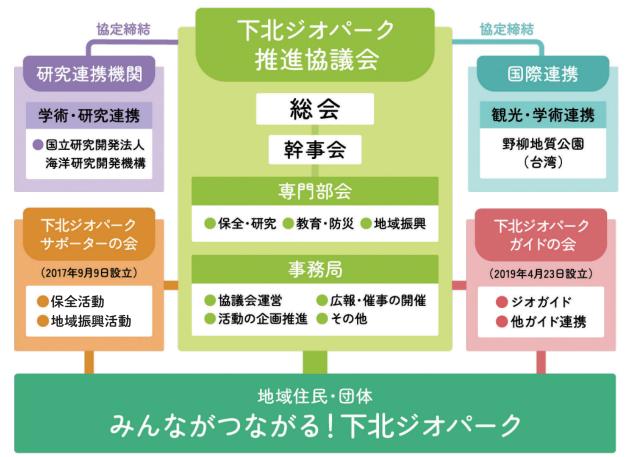


資料:下北ジオパーク保全管理計画

学習に取り組む学校は増加し、興味・関心を持つ子どもたちが増えています。

また、生涯学習面では出前講座や市民大学、ツアーなどを実施する一方、下北ジオパークガ イドの会による地域の語り手としての活動、ガイドブックの発行なども行っています。平成29 年(2017)度からは地域住民の活動の成果を周知する学習・活動発表会を開催し、その取り 組みと発表内容は内外から高く評価されてきました。

#### 図表6-17 下北ジオパーク推進協議会体制図



資料:下北ジオパーク推進協議会の概要

今後さらに下北ジオパークの価値を高めていくために、弘前大学、青森大学、青森中央学院 大学、八戸工業大学や国立研究開発法人海洋研究開発機構などの学術機関と連携・協力し、研 究活動の支援体制を構築していきます。

**ビジターセンター** 令和2年 (2020) 10月、拠点施設として下北ジオパークビジターセンターが、「むつ来さまい館」2階にオープンしました。下北ジオパークのストーリーやエリアの魅力紹介に加え、実際に触れることのできる岩石展示や流れる水のはたらき、川の成り立ちを学ぶことができる「エムリバージオモデル」の展示、全国のジオパークの紹介コーナーなどもあります。



ビジターセンタージオラマ